

岩手県告示第707号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢上姉体六丁目から東中通り二丁目まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年9月3日から令和4年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 道路台帳図作成及び2級基準点測量